うらやす地域福祉活動計画N

令和 2 年度 (2020 年度) ~ 令和 6 年度 (2024 年度)





令和2年(2020年)3月 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会

うらやす地域福祉活動計画IV策定にあたり

現在、支援の受け手支え手を超え、誰もが地域の活動に 参加できる、地域共生社会の実現に向けて、重層的な取組 が進められているところですが、地域では、介護、子育て等さま ざまな問題が複雑に絡み合い、今までの縦割りの専門的支援 だけでは解決できない現状があります。そういった課題を包括



して、多機関多職種、そして地域のお住まいの皆様がチームとなり、支えていくしくみづくりが必要となってきます。そのためには、市民一人ひとりが困りごとを「我が事」と考えられる地域づくりを進めていくことが大切となります。

この地域づくりを進めるため、本会が事務局となり、地域全体の福祉的な行動計画として、これまで「地域福祉活動計画」を策定・推進してまいりました。本会では、地域福祉の推進役として、浦安市社会福祉協議会支部活動をはじめとしたボランティア活動の促進・推進、子育て世帯や高齢者世帯へ集いの場所の提供等の支援、福祉文化の醸成を図るための学校等へ教育的な支援、判断能力に不安がある方への金銭管理や後見人等の支援、大規模災害に備えた関係機関とのつながりづくり等、全世代にわたり地域の状況に応じた活動展開をしております。

今後も多様化する地域の課題に対する方策の検討や平成 27 年度(2015 年度)より実施している第3次の計画における課題を踏まえ、令和2年度(2020年度)から5か年を期間とした新たな計画「うらやす地域福祉活動計画IV」を策定しました。

本計画では、第3次計画の目指すべき地域の将来像「いつまでも住み続けたいと思える地域」及び基本理念「みんなでつくる、だれもが安心していきいきと暮らせるまち」を本計画でも引き継ぎ、地域に住むすべての方が住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できるよう、またお互いを支え合い、尊重しながら安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていきます。また、ライフスタイルが多様化、近隣との関係の希薄化が進んでいる今、地域を身近に感じることができる取組の推進、困っている方を包括的に支援する「丸ごと」の総合相談体制の構築を進めること等を地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

これからの 5 年も地域の方々を始め、行政や各種団体の皆様と力を合わせて、浦安に住んで良かったと思える地域づくりを推進してまいりますので、更なる御支援、御協力をいただけますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり議論を積み重ね、計画策定に御尽力いただいた策定委員会委員の 皆様をはじめ、策定にかかるアンケート及びパブリックコメントにて御意見をいただきました、市民、事業者、 団体等の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和2年(2020年)3月

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会 会長 宇田川 勝 久

目 次

第1	章	計画の策定に当たって	
	1 2 3 4 5	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・ P7 地域福祉活動計画とは・・・・・・・・・・・・ P7 社協として求められる今後の展望・・・・・・・ P8 計画の位置づけ・・・・・・・・ P9 計画の期間・・・・・・・・ P9	
第2	章	地域福祉をめぐる現況	
	1 2 3	地域福祉を取り巻く現状 ・・・・・・・・・・ P 17 浦安市の状況 ・・・・・・・ P 17 うらやす地域福祉活動計画Ⅲの達成状況について ・・・ P 25	7
第3	章	計画の内容	
	1 2 3 4 5	地域の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 2
第4	章	各施策の展開	
		5目標1 お互いを理解し支え合う ・・・・・・・・P395目標2 地域で丸ごとつながる ・・・・・・・P48	
第5	章	計画の推進	
	1	計画の進捗管理 ・・・・・・・・・・・・ P 59 地域との連携 ・・・・・・ P 59	_
資料	編 1 2 3	計画策定推進体制と経過・・・・・・・・・・・・ P 6 消安市社会福祉協議会の現状と課題・・・・・・・ P 7 用語集・・・・・・・・ P 7 り	1

1 計画策定の趣旨

平成28年(2016年) 6月社会福祉法の改正(第107条及び第108条)において、高齢者福祉、障がい者福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載した、地域福祉(支援)計画が福祉分野の「上位計画」として位置づけられ、都道府県や市町村でその策定が努力義務化されました。

この計画は、定期的に調査・分析及び評価の手続を行い、必要に応じて見直しを行うこととされています。

浦安市では、同時並行で令和元年(2020年)3月に「第3次浦安市地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」)を策定し、地域共生社会の実現に向けて、「自助」「共助」「公助」をうまく組み合わせながら、地域福祉を総合的に推進しています。また、浦安市社会福祉協議会(以下「社協」)が事務局となって策定する「うらやす地域福祉活動計画IV」(以下「活動計画」)は、地域住民や関係団体・機関などが相互協力して、主体となって取り組んでいく活動・行動計画としての性格があり、地域福祉計画とは地域福祉推進の方向性などを共有することが望まれ、整合性を図る必要があるとされています。

社協では、地域福祉計画を受けて、地域福祉推進の方向性などを共有しつつ、活動計画推進の中核的な担い手として、活動計画を策定していきます。

なお、活動計画の検討体制の構築に当たっては、社協内の「丸ごと」化を意識した取組 を図る機会ととらえることができるとされています。

2 地域福祉活動計画とは

活動計画は、地域福祉の中核的役割を担う社協が呼びかけて、地域住民や関係機関・団体などが相互協力し、役割分担のもとに、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくりへと発展させていくための活動計画としての性格を持っています。

また、住民の立場、民間の立場でどこまで役割を担えるかを明確にするとともに、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画として位置付けられるものです。

3 社協として求められる今後の展望

社協の具体的な取り組みとして、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備、行政とのパートナーシップあらゆる生活課題への対応、地域のつながりの再構築が大きな柱となります。年次事業計画や予算と連動させながら、今後の展開を主体的に描いていくことが重要になります。

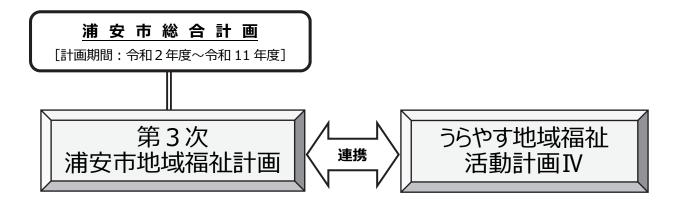
社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

「行動宣言」にもとづく「強化方針」の柱 あらゆる生活課題への対応 O 地域のつながりの再構築 「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進⇒「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担う 地域住民から寄せられる多様な**地域生活課題**を受け止め、**地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくり**を行う 小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、地域の 関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げることで、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践をすすめる。 「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動 取り組みにあたっての留意事項 1. アウトリーチの徹底 (総合相談体制の構築) (生活支援体制づくり) ◇取り組みの前提として必要になること (1) 多様な生活課題に対する生活支 (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築 援サービスや福祉活動の開発・実施 ① 社協役職員の共通理解(局内連 携体制づ(り) (1) 相談窓口の総合化と職 (2) 在宅福祉サービス事業部門におけ 職員育成の体制づくり 活動財源の確保 員のチーム対応力の向上 る多様な生活課題への対応 (2) コミュニティソーシャルワー カー(地域福祉コーディネー 地域の社会福祉法人・福祉施設等 (3) 住民組織、社会福祉施設・福祉 サービス事業者、ボランティア・NPO等と ハローワークや教育機関などとの連携に との連携・協働 ター)の確保・育成 地域福祉活動計画等の策定・改定 (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展 よる自立支援プログラム等の開発・実施 (2) 部門間横断の相談支援 取り組み全体の共通事項 体制づくり (4) 既存制度では対応が難しい課題 4. 行政との 解決に向けた組織的な対応 パートナ-(1) 担当部門を越えた 行政との連携強化 ステップ①⇒ ステップ② (1) 小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備(小学校区程度) 行政と協働した地域 (2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 福祉推進に向けた計画と評 (3) 地域づくりに向けた人材確保・育成 (3) 権利擁護等に関する (4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり 行政の取り組み強化

出典:全国社会福祉協議会

4 計画の位置づけ

活動計画は、地域福祉計画と連携し、実行計画として具体的な取り組みの方向性を示すものとなっています。



5 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年計画とし、令和2年度 (2020年度)を初年度とし令和6年度(2024年度)を目標年度とする5か年としま す。

平成 平成 平成 平成 令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
27年度 28年度 29年度 30年度 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2次浦安市地域福祉計画 第3次浦安市地域福祉計画										
うらやす地域福祉活動計画Ⅲ うらやす地域福祉活動計画Ⅳ										

1 地域福祉を取り巻く現状

○社会保障制度改革の全体の動向

平成25年(2013年)8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL(Quality of Life:生活の質)の向上の観点から、さまざまな生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。これらを受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

○新たな福祉のあり方の方向性

平成27年(2015年)に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、「さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築」、「サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上」、「新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保」という方向性が示されました。ここでは、支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・連携によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしており、従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成28年(2016年)には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障がい者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成29年(2017年)には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、「それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦」、「すべての地域の構成員の参加・協働」、「重層的セーフティネットの構築」、「包括的な支援体制の整備」、「福祉以外の分野との協働を通じた支え手・受け手が固定されない参加の場、働く場の創造」の5点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障がい者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

《制度改正等の動向》

年月	法令•方針等	要点
平成25年 (2013年) 8月	社会保障制度改革国 民会議報告書	 ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示 ・介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示
平成25年 (2013年) 12月	社会保障改革プログラ ム法の成立・施行	・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示
平成27年 (2015年) 9月	新たな時代に対応した 福祉の提供ビジョン	・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示
平成28年 (2016年) 3月	社会福祉法の改正	・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成29年(2017年)4月施行。一部平成28年 (2016年)3月・4月施行)
平成28年 (2016年) 6月	社会福祉法の改正	・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包 括ケア体制の整備(平成30年(2018年)4月施 行)
平成28年 (2016年) 7月	「我が事・丸ごと」地域 共生社会実現本部設 置	・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示
平成29年 (2017年) 5月	介護保険法の改正	・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正
平成29年 (2017年) 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ〜地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示

○「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、『支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を 持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携 して助け合いながら暮らすことのできる社会』としています。

近年では、高齢者・障がい者・子どもといった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度 の狭間の問題が顕在化し、ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題や、社会的孤立、老老介護、 閉じこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など、生活課題の多様化・複雑化が進んでいます。

このため、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組 みづくり、制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体 制づくりが必要となります。

「地域共生社会」の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。 社会福祉法第 106 条の 3 では、「市町村は(略)、地域住民等及び支援関係機関による、地 域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括 的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域 福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたれるようにするための環境整備に努めること とされています。

《「地域共生社会」の実現に向けて(概要)》

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

第2章 地域福祉をめぐる現況

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『練割り』から『丸ごと』への転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援

〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す 〇地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な 包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」

- 多様な担い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援 地域丸ごとのつながりの強化
- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
 - 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年
- 市町村による包括的支援体制の制度化 共生型サービスの創設 など
- - 介護・障害報酬改定: 共生型サービスの評価 など 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降 更なる制度見直し

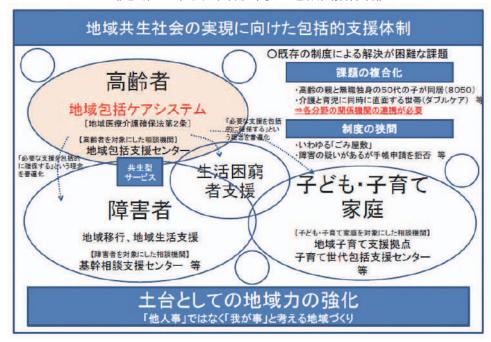
2020年代初頭: 全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設

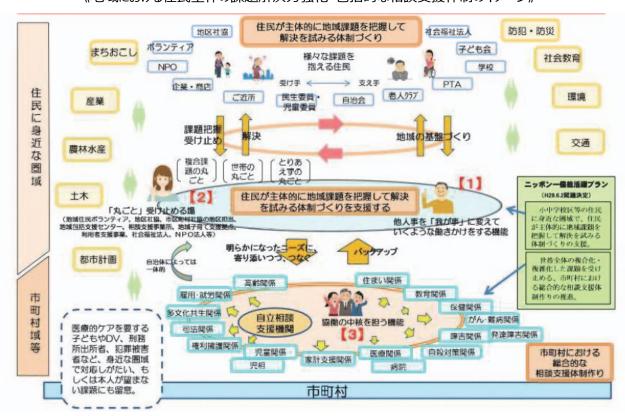
出典:厚生労働省

《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》



出典:厚生労働省

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典:厚生労働省

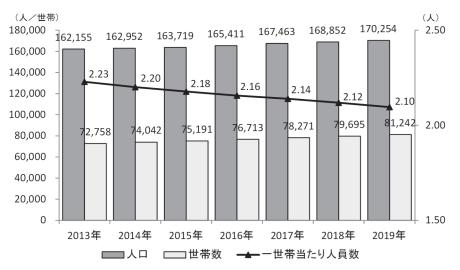
2 浦安市の状況

(1) 人口や世帯の状況

①総人口・世帯数の推移

本市の人口および世帯数は微増傾向にあります。一世帯当たりの人員数は、人口増加率よりも世帯増加率の方が低いため下降傾向となっており、平成 31 年(2019 年) 4月1日現在では 2.10 人となっています。

<浦安市の人口・世帯の推移>



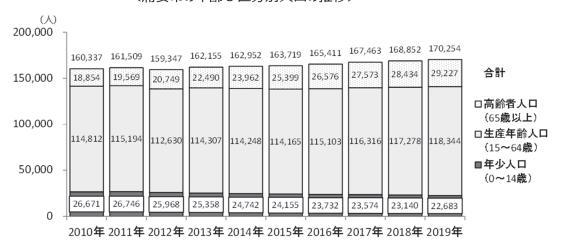
資料:住民基本台帳人口 各年4月1日現在

第2章 地域福祉をめぐる現況

②年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口はやや減少、生産年齢別人口はほぼ横ばい、高齢者人口は増加傾向となっています。

<浦安市の年齢3区分別人口の推移>



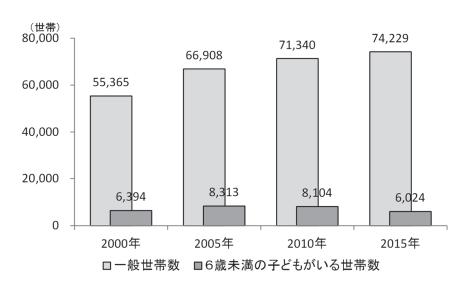
資料:住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(2)子どもを取り巻く状況

①子どものいる世帯の推移

- 6 歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にある一方で、一般世帯数は増加となっています。
- 6 歳未満の子どものいる世帯割合をみると、平成 17~22 年(2005~2010 年)は千葉県 や全国を上回っていましたが、その後は両者よりもやや低くなっています。また、浦安市、千葉県、全 国ともに減少傾向となっています。

<浦安市の6歳未満の子どものいる世帯の推移>



<浦安市の6歳未満の子どものいる世帯割合の推移>

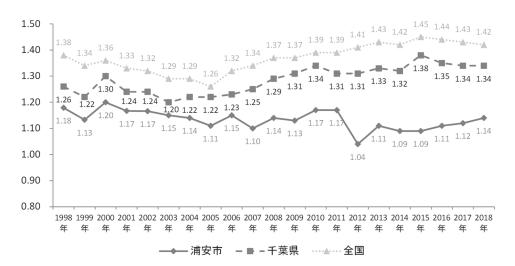


資料:国勢調査 各年

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、東日本大震災の翌年(平成 24 年(2012 年))に大きく下落したものの、全体的にはほぼ横ばいで推移しています。一方、千葉県や全国の出生率は増加傾向にあり、浦安市を上回っています。

<浦安市の合計特殊出生率の推移>



資料:厚生労働省統計調查 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

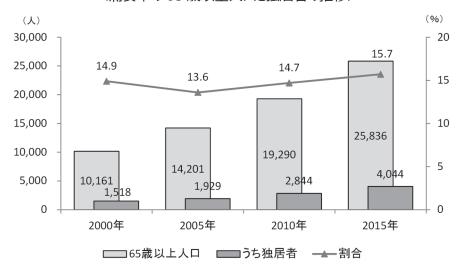
第2章 地域福祉をめぐる現況

(3) 高齢者を取り巻く状況

①高齢者人口と独居者数

65 歳以上の人口及び独居者数はともに増加傾向にあり、両者の伸び率がほぼ等しいため、65 歳以上人口に占める独居者の割合はほぼ横ばいで推移しています。

<浦安市の65歳以上人口と独居者の推移>



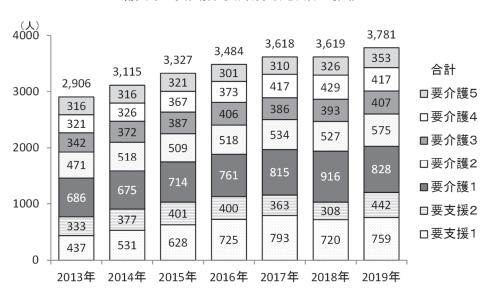
資料:国勢調査 各年

②要支援・要介護の状況

要支援・要介護認定者数は令和元年(2019年)には3,781人となっており、介護度別にみると、要支援1の増加が目立っています。

第1号被保険者に占める本市の認定率は令和元年(2019年)が13.0%で、ほぼ横ばいに 推移しています。一方、千葉県は増加傾向にあり、本市よりも全国の水準に近づきつつあります。

<浦安市の要支援・要介護認定者数の推移>



<浦安市の要支援・要介護認定率の推移>



資料:厚生労働省 介護保険事業状況報告

(4)障がい者を取り巻く状況

①各障害者手帳所持者数の状況

障がい者の状況を手帳所持者数でみると、いずれの手帳所持者も増加傾向となっています。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成30年(2018年)には934人となり、平成24年(2012年)の2倍近くとなっています。



①自治会加入世帯数・加入率の状況

自治体加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、平成 27 年度(2015 年度)には加入率が半数を下回りました。

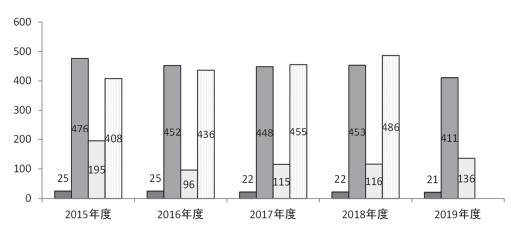


資料:地域振興資料(各年4月1日現在)

②ボランティア登録者数(個人・団体)と登録団体数の状況

ボランティア登録団体数と団体登録者総人数は減少傾向となっていますが、個人での登録者は平成 28 年度(2016 年度)より微増しています。

<浦安市のボランティア登録者数(個人・団体)と登録団体数>



■登録団体数 ■団体総数(人) □登録個人(人) □市民活動センター利用登録団体数(団体)

資料:日報ボランティア推移表より抜粋(各年4月1日現在) ※「市民活動センター利用登録団体数(団体)」の2019年度データは集計中のため未掲載

(6) 生活困窮の状況

生活保護の受給者、世帯数は増加傾向にあり、被保護世帯数は平成 27 年度 (2015 年度) に 1,000 世帯を超えています。

<浦安市の被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移>



資料:浦安市社会福祉課 生活保護法による扶助別状況(各年度月平均)

(7)自殺をめぐる状況

①自殺者数及び自殺死亡率

浦安市の自殺死亡者数は近年、20人前後で推移し、自殺死亡率は千葉県や全国よりも低い傾向にあります。また、千葉県および全国の自殺死亡率は低下の傾向にあります。

<浦安市の自殺者数及び自殺死亡率の推移>

*自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数

第2章 地域福祉をめぐる現況

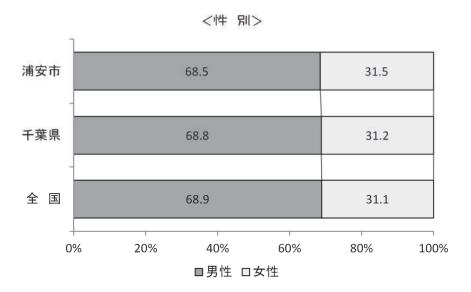


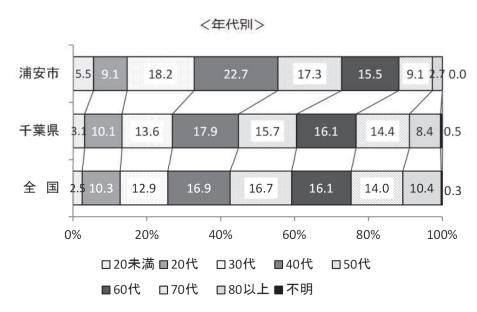
		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
浦安市	自殺者数(人)	24	21	22	24	21	14	30
州女山	自殺死亡率(%)	15.06	12.95	13.55	14.73	12.80	8.41	17.86
千葉県	自殺者数(人)	1,227	1,204	1,204	1,162	1,026	974	1,010
一未尓	自殺死亡率(%)	19.96	19.29	19.27	17.71	16.37	15.50	16.03
全 国	自殺者数(人)	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668
土岜	自殺死亡率(%)	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18

資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)各年

②性別及び年代別自殺者割合(平成 26~30年(2014~2018年)の合計)

浦安市の自殺死亡者を性別でみると、千葉県や全国とほとんど同じ割合となっています。年代別では 40 代が全体の 2 割を超えています。また、20 歳未満や 30 代も千葉県や全国と比べて高い割合となっています。





資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省) H26~H30の合計

3 うらやす地域福祉活動計画Ⅲの達成状況について

「うらやす地域福祉活動計画Ⅲ」において、第4次計画策定の際特に重視すべき項目について、 各施策の達成状況を以下の基準で評価しました。

【地域】達成状況評価

- A できている
- B おおよそできている
- C 少しできている
- D あまりできていない
- E できていない

【社協】達成状況評価

- A できている(達成率 100%)
- B おおよそできている(達成率80~99%)

第2章 地域福祉をめぐる現況

- C 少しできている(達成率 51~79%)
- D あまりできていない(達成率 1~50%)
- E できていない(達成率0%)

基本目標1 お互いを理解し支えあう人づくり

(1) 地域の一員としての意識	評価		
	地域	隣近所や登下校中の子どもたちとのコミ	В
地域で交流を深めるきっかけづ	7077	ュニケーションを図りましょう。	
くり	社協	あいさつ運動の啓発、地域交流活動の	C
	化工厂	普及・促進、広報の支援	C
	地域	福祉に関する学習会や認知症の講座	В
支援を必要とする人の理解促	地地	などに参加し、理解を深めましょう。	D
進	社協	住民や活動者に対し、障がいを理解す	C
	化工厂	るための学習の機会提供	C
	地域	学校や職場、地域で実施する福祉体	В
福祉教育の推進	164%	験、ボランティア活動に参加しましょう。	
	社協	学生や家族ぐるみで取り組める体験イ	C
	工工力力	ベントの拡充	U

基本目標 2 生きがいと交流の場づくり

(1) 気持ちを支える生きがい	評価		
	地域活動の情報を近隣で共有し、誘 い合って活動へ参加・協力しましょう。		В
心の支えとなる場づくり	社協	一人でも気兼ねなく参加できる居場所を企画・運営	В
自分らしさを活かせる場の提	地域	自分の趣味や特技などできることを活か し、活動へ参加しましょう。	В
供	社協	特技など、役割をもって誰でも参加でき る場を提供	В

(3)地域拠点の充実

いつでも安心して立ち寄れる 場づくり	地域	地域の居場所を利用しましょう。	В	
	社協	専門職が常駐する居場所の整備、認	В	
		知症家族支援や地域交流推進		
相談支援体制の充実	地域	地域の相談窓口を利用し、必要なとき	С	
		は専門相談を利用しましょう。		
	社協	援助が必要な人に対し、専門機関と	В	
		調整し相談支援を実施	D	

基本目標3 人と場をつなぐしくみづくり

(1) 支部社協による地域の支え合い

支部社協の基盤強化・活動	地域	支部社協事業の広報・PR に協力しましょう。	С	
支援	社協	支部社協活動運営、及び専門職を交	С	
XIX		えた地域会議実施を支援		
	地域	地域の活動に興味を持ち、支部社協活	В	
支部社協で活動する担い手	地级	動の運営に協力しましょう。	В	
の育成	社協	研修会などによる意識の向上、活動し	С	
		やすい役割分担の調整		

(2) 団体活動の支援と組織間のつながりづくり

	地域	団体が担える活動の拡充や、団体同士	В	
 地域団体の活動支援		の連携を図りましょう。	D	
地域凹体の心動又接	社協	団体の担い手確保や育成につながる研	•	
		修会を実施し、運営を支援		
	地域	団体同士の交流の場に積極的に参加	В	
団体や組織間のネットワーク	地地	しましょう。	В	
強化	社協	活動団体と連携し地域の問題解決に	C	
		取り組む支援体制の整備	C	

(3)日々の暮らしを支えるしく	評価			
	地域	近隣の高齢者などに定期的に声をか	В	
日常生活を支え孤立を防止	1617	け、活動に誘いましょう。	Ь	
する取り組み	社協	日常生活の困りごとに対応するサポート	В	
	仁加	体制の整備	В	
	地域	子育て情報の収集・提供、サロンへ参	В	
地域で見守る子育て支援	ഥ坝	加・協力しましょう。	Ь	
地域(兄うる丁月(又接	ウ ムトナフ	子育て情報の提供や、サロン活動など	В	
	社協	のサポート体制の充実	D	
	地域	まちで困っている人を見かけたら声をか	С	
障がいのある人に対する地域		け、手助けをしましょう。	Ò	
の支援	社協	障がいのある人の理解を深める啓発活	С	
	化工力力	動実施、住民意識の向上推進	C	
	地域	健康に対する意識を高め、講座などへ	В	
高齢者の健康寿命を延ばす	1614	積極的に参加しましょう。	ט	
取り組み	う 上+ / フ	健康寿命を延ばす取り組みや介護予	Δ	
	社協	防の推進、終活事業の実施	Α	

(5) 災害時に備えた体制づくり

	地域	日頃から地域で声をかけ合い、お互い	R	
日常のつながりを活かした取り	1613	を知るようにしましょう。	Ь	
組み	社協	災害時要援護者となりうる人の把握・	P	
	化力力	支援対策、情報収集を推進	В	
災害ボランティアセンターの運営	地域	災害時には支援ボランティアとして復	C	
		興・復旧活動に協力しましょう。	C	
占	社協	災害ボランティアセンターの体制整備	В	

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

1 地域の将来像

いつまでも住み続けたいと思える地域

身近な地域における福祉活動として、すべての方が住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できるよう、活動に取り組みます。

2 計画の基本理念

みんなでつくる、だれもが安心していきいきと暮らせるまち

市民一人ひとりが、共に支え合い、互いの人権を尊重し、安心していきいきと暮らし続けられる地域づくりを目指します。

3 計画の基本目標

基本目標1 お互いを理解し支え合う

個人の価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化が進行し、地域のつながりは希 薄化していると言われています。また、地域福祉を取り巻く環境の変化により、地域における生活課 題・福祉課題は多様化・複雑化しており、このような課題を解決するためには、地域での支え合いが 大切です。

そして、地域での支え合いを推進するうえでは、その基盤となる人間関係が希薄にならないよう、 お互いを理解し、ご近所・地域のつながりを意識できるような機会の確保が重要です。

基本目標 2 地域で丸ごとつながる

「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

そのためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があります。

いつまでも住み続けたいと思える地域

施策の体系 4

地域の将来像

具体的方向性

基本理念

基本目標

みんなでつくる。だれもが安心していきいきと暮らせる思ち

(1)地域の一員として意識を持つ

- ・地域についての理解を深めることへの支援
- ・さまざまな媒体を活用した情報発信

(2) 誰もが参加できる地域

- ・ボランティア活動のきっかけづくり
- ・ボランティア活動をするための環境づくり

(3)権利擁護の意識醸成

- ・福祉への理解促進
- ・福祉教育の推進

(1)地域でできる支え合い

- ・地域におけるコミュニケーションの活性化
- ・地域のつながりづくり

(2)協力・連携で支え合う

- ・困りごとを抱えている人の手助け
- ・他団体等との連携のコーディネート

(3)地域で困りごとを受け止める

- ・課題解決のための連携強化
- ・身近なところで支え合える相談体制づくり

5 重点的取組(第3次浦安市地域福祉計画との連携)

活動計画は、地域福祉計画との整合を図り、策定しています。地域福祉計画では、国が示している取り組むべき 5 つの項目を重点項目としてとらえることとします。

以降は、地域福祉計画の重点項目に対する活動計画の取り組みです。

重点項目と基本目標の関連図

地域福祉活動への市民の参加の促進

福祉サービスの適切な利用の推進

社会福祉を目的とする民間サービスと公的サービスと の連携

高齢者、障がい者、 子ども、生活困窮者 等への包括的な支援 体制の充実



基本目標1 お互いを理解し支え合う

- (1) 地域の一員として意識を持つ
- (2) 誰もが参加できる地域
- (3)権利擁護の意識醸成

基本目標2 地域で丸ごとつながる

- (1)地域でできる支え合い
- (2)協力・連携で支え合う
- (3) 地域で困りごとを受け止める
- 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会との連携強化
- →進むべき方向性「地域共生社会の実現」 を共通のキーワードとして計画を推進

第3章 計画の内容

・高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等への包括的な支援体制の充実

複雑化した課題を抱える人への相談支援体制や、既存の制度に位置付けられないが支援が必要ないわゆる「制度の狭間」への対応など、横断的な支援の体制の充実を図ります。

活動計画の取り組み

「基本目標2」において、さまざまな問題を抱える方を市民一人ひとりが他人事ではなく我が事として捉え、地域全体で支えるため、個人、団体、法人、行政等多様な主体が手を取り合う「つながりづくり」を推進していきます。

・福祉サービスの適切な利用の推進

福祉サービスを必要とする市民等に対し、福祉サービスに関する情報の提供、相談体制の確保、支援関係機関との連携を図り、福祉サービスの適切な利用を推進します。

活動計画の取り組み

「基本目標2」において、困り事を身近なところ(隣近所やサロン、民生委員・ 児童委員等)で相談でき、必要に応じ専門機関につないでいきます。

また、「基本目標1」において、あいさつ等日頃の交流を図り、一人ひとりが互い に気にかけ合う関係づくりを推進していきます。

・社会福祉を目的とする民間サービスと公的サービスとの連携

複雑で多様化した地域生活課題を民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援のほか、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を図ることで、事業者と行政との連携により課題の解決を図ります。

活動計画の取り組み

「基本目標2」において、各団体、事業者、企業の専門性を活用した重層的な取組(例:社会福祉法人による「地域における公益的な取組」)を推進していきます。また、「基本目標1」において、市民一人ひとりが担い手として参画し、地域全体で多様化する福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。

第3章 計画の内容

・地域福祉活動への市民の参加の促進

地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動へ、活動に必要な情報の提供や必要な知識、技術の習得、活動拠点の支援や、地域福祉を推進する人材の養成を推進します。

活動計画の取り組み

「基本目標1」において、福祉教育を推進し、福祉に関する意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動に関する情報の発信等、誰もが気軽に活動しやすい体制を整えていきます。

さらに、地域への関心を高め、受け手が支え手として活躍できる場を創出し、地域の担い手を増やしていきます。

・地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会との連携強化

社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として、明確に位置付けられています。地域福祉のコーディネート役を担う社協と行政が連携強化することで、住民主体のボランティア活動や地域福祉の推進を図ります。

活動計画の取り組み

9ページの4計画の位置づけであるように、地域福祉計画(策定事務局:市)と活動計画(策定事務局:社協)の進むべき方向性「地域共生社会の実現」を共通のキーワードとして、行政と社協、そして地域が連携して地域福祉の充実を図ります。

基本目標1 お互いを理解し支え合う

(1) 地域の一員として意識を持つ

地域についての理解を深めることへの支援

講演会や出前講座の実施、公式ホームページ(HP)・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)での情報発信、うらやす社協だよりの発行等を通じて、地域の課題の把握・共有を進めます。

さまざまな媒体を活用した情報発信

広報紙や回覧、掲示板、インターネットなど、さまざまな媒体を使って、地域へ情報を届けていきます。

現状や課題

支え合いのまちづくりは、自分で努力する「自助」、地域での支えあい「互助・共助」が必要と なります。

そこで、地域における支え合いとして、まず、地域や、地域に住む人々に関心を持ち、愛着を 持つことが大切です。

地域に対する関心から愛着をもつことで、自分から地域にはどのようなことができるのか、どのような場面で、一役が担えるのか、その意識づくりが重要です。

施策の展開方向

誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくためには、一人ひとりが地域に住む 一員としての認識をもち、お互いを尊重し合うことが必要です。

そのために、まずは住民が「地域」を身近に感じられるよう、福祉活動の必要性を知ってもらうとともに、地域で支援を必要としている人に対する理解を深めるためのさまざまな取り組みや福祉教育を充実させることにより、地域全体の活性化につなげていきます。

地域住民や関連団体などが地域活動の必要性を理解し、意識を高めるとともに、何気ない行動が自然と福祉活動へとつながる地域になることを目指します。

それぞれの役	图
市民	・近所の人とあいさつをして交流を図りましょう ・地域の広報誌をみて、地域に関心を持ってみましょう ・地域で開催している行事に興味を持ってみましょう
地域·団体	・地域清掃・お祭り等の行事を開催し、コミュニケーションを取れるきっかけづくりを行いましょう・住民の声を出し合える住民座談会を実施してみましょう・広報誌、掲示板、回覧板等を活用して、地域の情報を広く伝えましょう
事業者·企業	・施設、企業の取組を広く理解してもらいましょう・地域の行事に参画してさまざまな方とコミュニケーションを図りましょう・福祉に関する社内勉強会を開催しましょう・法人として自治会に加入しましょう
社協の支援策	・福祉教育の推進のため認知症サポーター養成講座などを実施し、将来の地域福祉活動の担い手を育成 ・より身近な地域で福祉を感じてもらえるよう、ボランティアや介護予防など出前講座を実施 ・うらやす社協だよりを発行し、地域福祉活動を広める取り組みを支援する・ホームページ、Twitter、Facebookを活用し、よりタイムリーな情報提供を適宜実施する ・講演会(地域福祉)を実施し、必要な情報をわかりやすく届けるようにする ・住民意識を把握するためのアンケートの実施と結果のフィードバックを実施する

アンケートの主な声

マンション内や地域はあいさつのみの関係で、それ以上の深い付き合いの関係を作るきっかけが無い。(地域活動者)



地域交流活動に偏 りがあり、緊急時 に地域で支え合う 意識に欠けてい る。(地域活動者)

取組のスケジュール

区分	取組	令和	令和	令和	令和	令和
区ガ	与 文亦且	2年	3年	4年	5年	6年
市民	・積極的な地域情報の収集					
地域·団体	・地域交流の場・機会の提供					\Rightarrow
事業者·企業	・自治会の加入、企業 PR 活動					
社協	・広報媒体を活用した PR 活動					

数位	盾E	目標
シヘ		ココムト

*** / 5 + 15 + 15	平成 30 年	令和	令和	令和	令和	令和
数値指標	終了時	2年	3年	4年	5年	6年
うらやす社協だよりの充実	4 🛮	4回	4回	4回	4回	4回

地域での実践例



福祉教育を通した地域と学生の交流 (地域清掃)



地域福祉活動をフォーカスして紹介 (うらやす社協だより)

(2)

誰もが参加できる地域

ボランティア活動のきっかけづくり

地域福祉活動を紹介し合い、活動の担い手を増やしていきます。

ボランティア活動の情報を発信し、気軽に活動に参加しやすい体制を整えます。

ボランティア活動をするための環境づくり

得意なことを活かせる場を考え、つくっていきます。

現状や課題

こどもから高齢者までの地域の人々が気軽に集える場として、社協ではふれあいサロンや子育 てサロンを開催してきましたが、誰もが気軽に集える居場所がより身近にある必要があります。

より小地域において、地域に関心がなかった人が気軽に、立ち寄れる場づくりを推進する必要があります。

また、同じ境遇にある方の当事者間の共感の場の提供や社会参加できる環境づくりを行う必要があります。

施策の展開方向

地域の中で、できるだけ身近な場で、誰もが参加できるよう、地域で支援する資源をできるだけ活用しながら、居場所づくりを行っていきます。

居場所づくりを行う上で、一旦は受け手だったものから、支え手になれる場としての機能をも ち、活躍できる場を地域で創出していきます。

居場所では、交流を通して、気軽に相談ができる場としての機能も備えられるよう努めます。

それぞれの役割

・仕事帰りやちょっとした空き時間を活用してボランティアに参加してみましょう 市民 ・地域で行われている市民活動、ボランティア活動に体験・参加してみまし よう ・地域還元型の募金(例:赤い羽根共同募金)に協力してみましょう ・知り合い、友人等を誘って地域のイベント等に参加してみましょう ・地域を散策して地域にあるさまざまな情報を発見しましょう ・特技や趣味を活かした活動をしてみましょう ・地域で活動したい方を積極的に受け入れていきましょう 地域·団体 ・地域福祉活動を支える方を見つけましょう(例:会員組織を活動実施 する人とそれを金銭などで支援する人と分ける) ・地域還元型の募金(例:赤い羽根共同募金)に協力してみましょう ・誰でも参加しやすいバリアフリーを意識した取組や受け入れを行ってみまし よう ・地域還元型の募金(例:赤い羽根共同募金)に協力してみましょう 事業者·企業 ・ボランティア休暇等の制度を整え、社員が地域で活動しやすい環境づくり をしましょう ・所有している施設などを活かした地域開放型イベントを開催してみましょう ・ノウハウや専門性を活かした勉強会を開催してみましょう 社協の支援策 ・社会福祉協議会支部やボランティア活動の PR を積極的に実施する ・地域へ還元している社協会費の拡充 ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、街頭募金の実施 ・一般寄附や遺贈などの受付と効果的なファンドレイジングの実施 ・高齢者や子育て中の方が集える場としてふれあいサロンや子育てサロンを 実施する ・福祉自販機、福祉ショップふくふくを活用した障がい者団体の支援 ・ボランティア体験講座(ボランティア入門講座、夏休みボランティア体験学 習)の実施 ・高齢者の生きがい・健康・仲間づくりの場となる老人福祉センターの運営

アンケートの主な声



一人暮らしの方が気軽に集まれる場 所、立ち寄れる場所がない。 (地域活動者)

> 高齢者の方たちとの交流する機会を 増やしてほしい。(地域活動者)

取組のスケジュール

- ロム	区分取組		令和	令和	令和	令和	令和
区ガ			2年	3年	4年	5年	6年
市民	・地域のイ^	ベントや活動に参加					
地域·団体	・誰もが気軸	圣に参加できる機会の提供					
事業者·企業	•地域活動	 の推奨					
→ ↓+ →	・誰もが気軸	圣に活動できる環境(人的	制度づく	(b	推奨		
社協	物的金銭的	り環境) の整備					

数値目標

数値指標	平成 30 年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和
	終了時	4	十っ	4 4	2 #	4
ボランティア活動保険加入者数	527	540	560	580	600	620

地域での実践例



赤い羽根共同募金・歳末たすけあい 募金による街頭募金活動



夏休み期間を利用したボランティア体験 学習(中学生から大学生が参加)

(3) 権利擁護の意識醸成

福祉への理解促進

支援を必要とする人がいることを知らせることで、支援の輪を広げていきます。

福祉教育の推進

福祉に関する学習の機会を増やします。

現状や課題

すべての人の生命と財産が守られ、安全・安心に暮らしていくことができる地域社会づくりを推進していくためにも、お互いの違いを認め合う人権意識の醸成と権利を擁護するための体制を強化し、地域全体で進めていくことが重要です。

社協では、成年後見制度の利用促進を図ることを目的として、地域連携ネットワークの中核機関となる「うらやす成年後見支援センター」を設置し、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを進めてきました。

施策の展開方向

関係機関の連携による権利擁護に加え、住民一人ひとりが人権尊重や権利擁護に対する 関心を高められるよう、意識の醸成を促します。

また、後見制度が必要な人の早期発見には地域の協力が欠かせません。地域連携ネットワークの構築に向けて、市民後見人の養成講座の修了生がサロンや老人会に出向き、紙芝居などを活用して P R 活動を展開していきます。

それぞれの役割

それそれの名	支制
市民	 ・障がいや認知症、LGBT、虐待についての理解を深めましょう ・虐待等の異変に気付いたときは、専門機関へ通報しましょう ・判断能力が不十分の方への支援をしましょう ・各種支援制度を有効利用しましょう ・自分を含めた誰もが持っている権利(例:基本的人権)を意識しましょう ・近所の方などお互いがどのような方であるか双方の理解を深めましょう
地域·団体	・障がいや認知症、LGBT、虐待についての理解を深めましょう ・虐待等の異変に気付いたときは、専門機関へ通報しましょう ・車イスや白杖・ブラインド体験などを行い、当事者の理解を深めましょう ・成年後見制度や認知症に関する講習会を開催しましょう ・障がいや認知症、LGBT などのマイノリティを受け入れましょう
事業者·企業	 ・車イスや白杖・ブラインド体験などを行い、当事者の理解を深めましょう ・障がい者雇用を積極的に行いましょう ・利用者(当事者)、地域との交流を図りましょう ・職員や社員向け研修を定期的に実施しましょう ・ボランティアの受け入れをしましょう ・労働環境の確保、法令順守に努めましょう
社協の支援策	・成年後見制度利用促進における中核機関として成年後見支援センターを運営 ・市民後見人の養成し、不足している後見人の確保を図る ・成年後見制度を PR し、成年後見制度の理解促進を図る ・高齢者が安心して生活を営むことを支援する地域包括支援センターの運営 ・こどもの安全の確保や子育て世帯が安心できる場としての児童育成クラブ、堀江つどいの広場の運営 ・うらちゃんカフェ(認知症カフェ)を実施し、認知症理解を推進する ・聴覚障がい者との意思疎通支援を行う方の育成(コミュニケーション支援事業【手話奉仕員養成講座、聞こえのサポーター講座など】) ・金銭的に困っている方へ資金貸付の実施(生活福祉資金) ・判断能力が不十分な方へ金銭管理等の支援を実施(日常生活自立支援事業(すまいる))

アンケートの主な声

加害者の人権重視ばか りが目立ち、被害者の 人権が守られにくい社 会になってはいけな い。(当事者団体)



専門職でなくとも、認知症 サポーターの養成講座をも っと増やし、地域ぐるみで フォローする体制づくりが 必要。(地域活動者)

第4章 各施策の展開

取組のスケジュール

▽ 4	区分取組		令和	令和	令和	令和	令和
区刀			2年	3年	4年	5年	6年
市民	・障壁や異変に気付ける目を養う						
地域·団体							
事業者·企業	・定期的な研	肝修の実施					
ナトカ	・成年後見支援センターの設置						\rightarrow
社協	・幅広い世代	に配慮した権利擁護の実践					

数値目標

数値指標	平成 30 年	令和	令和	令和	令和	令和
女X1世1日1示	終了時	2年	3年	4年	5年	6年
福祉体験教室実施校の増加	13(校)	14	15	16	17	17
市民後見人養成修了者数の増加	16 (人)	22	26	26	31	31

地域での実践例



成年後見サポーターズによる 後見制度の啓発



学校での福祉体験教室

基本目標2 地域で丸ごとつながる

(1) 地域でできる支え合い

地域におけるコミュニケーションの活性化

ご近所や地域の中で困りごとを抱えている人の情報を把握・共有するよう努め、地域での支え合いにつなげます。

地域のつながりづくり

子どもから大人まで積極的に声を掛け合い、顔見知りの関係を広げます。

現状や課題

人間関係を築く上で最も大切なものはコミュニケーションです。地域コミュニティの希薄化が進む中、日頃から住民同士のあいさつや会話を心がけ、いざという時にご近所や地域の人の助けが得られるような関係性・つながりをつくることが重要です。

地域コミュニティの変化は、災害や健康危機管理などの緊急時における支援体制などへの影響も懸念され、住民の共助意識づくりなど、社会の変化に応じたコミュニティづくりが課題としてあげられます。

施策の展開方向

日頃の会話を通して、ご近所や地域の中で困りごとを抱えている人の存在や、支援に必要な 情報を把握・共有できる地域づくりを進めていきます。

社協では、地域住民の気持ちに寄り添い、思いを形にするコーディネート力、地域の生活課題を受けとめ、解決に向けた相談対応力をもつ職員の育成とスキルの向上を図ります。

それぞれの役割

市民 ・向こう三軒両隣の関係づくりを心掛けましょう ・隣近所で困っている方の手助けをしましょう ・地域で行われている各種サロンなどに参加・協力しましょう ・日頃から近所の方や友人などと情報交換をしましょう ・ボランティアセンターやファミリー・サポート・センターに担い手として登録しましょう 災害に備えた食料などの備蓄をしましょう(例:ローリングストック方式による備蓄) ・自主防災組織や市で行う防災訓練へ積極的に参加しましょう ・民生委員・児童委員による支援活動に協力しましょう 地域·団体 ・社会福祉協議会支部活動に協力しましょう ・自治会や老人クラブの会員間での支え合いを心掛けましょう ・地域で行われる会議への参加要請があった場合は積極的に参加しましょう ・子育てに悩む方へ主任児童委員と連携しながら必要な情報を提供するようにしましょう ・当事者同士(ピアサポート)で情報交換をして支え合いましょう ・防災訓練を企画・運営協力しましょう ・CSR・CSVの充実、推進をしましょう 事業者·企業 ·SDGsの推進をしましょう ・職場内で生活の困り事の相談を受けられる風土づくりをしましょう ・地域清掃など地域貢献活動をしましょう ・地域イベントの活性化のための参画をしましょう(例:企業として協賛) ・地域で行われている各種会議に積極的に参加しましょう 社協の支援策 ・社会福祉協議会支部活動の充実と推進のため事務局を運営する ・地域の困りごとを総合的に解決するコミュニティソーシャルワーカーの配置の 検討・実施 ・地域の取組を活用して重層的な取組を生み出す生活支援コーディネーターの配置 ・ボランティアをしたい方とお願いしたい方をつなぐボランティアセンターの運営 ・災害時における共助のしくみづくりを進めるための常設型災害ボランティアセンターの運営 ・地域で子育てを支え合うファミリー・サポート・センターの運営 ・民生委員児童委員協議会や保護司連絡協議会、ボランティア連絡協議 会の団体事務局運営と団体活動支援

アンケートの主な声

老若関係なく参加・働ける場を設けて みてはと思う。(地域活動者)

住民同士のネットワークが とても重要。(地域活動者)



取組のスケジュール

区分	Fo 4D	令和	令和	令和	令和	令和
	取組	2年	3年	4年	5年	6年
士 尼	・災害に備えた備蓄の整備					
市民	・身近な地域におけるボランティア活動の参加					
地域·団体	・地域活動への協力と参画					
事業者·企業	・SDGs の推進					
社協	・地域活動の基盤整備					

数値目標

/	平成 30 年	令和	令和	令和	令和	令和
数値指標	終了時	2年	3年	4年	5年	6年
ボランティアセンターの登録者数の増加	607 (人)	630	650	670	690	710
防災講演会の実施	2 (回)	2	2	2	2	2

地域での実践例



地域の高齢者が集うふれあいサロン (社会福祉協議会支部)



子育て中の方が情報交換等で集う 子育てサロン (社会福祉協議会支部)

(2) 協力・連携で支え合う

困りごとを抱えている人の手助け

声かけやごみ出し、買い物の手伝いなど、地域で困りごとを抱えている人の 手助けを積極的に行うように努めます。

他団体等との連携のコーディネート

市民活動団体同士や企業及び行政との連携にかかるコーディネートを行います。

現状や課題

浦安市では、市民活動団体やボランティア団体、個人などがさまざまな福祉活動を行っています。地域福祉活動の推進に向けては、相互の連携・協力により、福祉活動を量的、質的に充実させていく必要があります。

そのためには、日頃からの関係づくりをすすめ、福祉活動を行っている個人や団体、各種法人が有機的につながり、行政も含めた相互協力により地域福祉を推進することが重要です。

施策の展開方向

ゴミ出しや外出の付き添い、高齢者世帯の抱える日常生活の小さな困りごとなどを「おたがいさま」で助け合えるような地域づくりを進めていきます。

また、行政、関係機関、NPO、地域活動団体等が協力又は連携し、地域全体でおたがいを 支えることができるよう意識啓発を図ります。

それぞれの役	割
市民	・玄関前や隣近所でゴミ拾いをしましょう ・集積所までゴミを運び出せない方へのお手伝いをしましょう ・子育て情報の共有や助けあえるママ友やパパ友を作りましょう ・自治会、PTA、老人クラブ、ボランティアグループに加入しましょう
地域·団体	 ・社協、行政を有効活用しましょう ・地域包括支援センター、子育て支援センターを活用しましょう ・地域で行われる会議へ参加して顔の見える関係づくりをしましょう ・自団体で出来ない(苦手な)ところを得意とする団体と協力して幅広い活動をしましょう ・災害時における個別支援計画の作成を進めましょう
事業者·企業	・地域における公益的な取組の推進をしましょう(例:自施設の地域開放) ・職能団体間で専門性を活かした事業展開を検討・実施しましょう ・ボランティアセンターを有効活用しましょう
社協の支援策	・ボランティアセンターと市民活動センターの連携を深める ・災害ボランティアセンターと浦安青年会議所の連携を深める ・自治会・老人クラブ等とのジョイント事業を検討・実施する ・団体間をつなげる取組(情報交換会等)を実施する ・地域における公益的な取組の支援 ・生活支援コーディネーターによる新たな社会資源の開発 ・生活のちょっとした困りごとを解決するための共助型生活支援サービス創出

アンケートの主な声

何か問題や解決したい ことがあった時に、行 政の対応部門が縦割り で分かれていて困っ た。(地域活動者)



領域を超えた支援体制 を必要とする相談が増 えており、一人の 「人」を介して連携の 実践を積み上げる必要 がある。(福祉事業者)

第4章 各施策の展開

取組のスケジュール

区分		取組	令和	令和	令和	令和	令和
区分		4X产出	2年	3年	4年	5年	6年
士 尼	手助けが	必要な方の情報収集・情報					
市民 	共有·実施	画の検討					
地域·団体	・他団体と	の連携強化					\Rightarrow
事業者·企業	・地域におり	ける公益的な取組の推進・実施					
社協	•各種機関	引・団体との連携強化					\rightarrow

数値目標

粉店也抽	平成 30 年	令和	令和	令和	令和	令和
数値指標	終了時	2年	3年	4年	5年	6年
生活支援コーディネーターによる居場所や	O (Hu&A)	2	4	_	6	7
生活支援サービスの創出数	0(取組)	3	4)	Ö	/

地域での実践例



地域の高齢者の集うスペースの提供 (うらやす和楽苑 移動ぽっかぽか)



全年齢型の集えるスペースの提供 (美浜西エステート あんどスペース)

(3)

地域で困りごとを受け止める

課題解決のための連携強化

多様化、複雑化する福祉課題に対し、さまざまな団体や機関が連携して取り組んでいきます。

身近なところで支え合える相談体制づくり

相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から 専門相談機関まで、相談体制を整えます。

現状や課題

地域を見てみると、困りごと、悩み、不安を抱えている方々がたくさんいます。さらに、子どもから お年寄りまでさまざまな心配ごとを抱えている方々が増えてきています。

地域の困りごとが多様化している中で、市民一人ひとりが他人事ではなく我が事として捉え、 受け手であったものが支え手になり、誰もが活躍ができる地域の力で支え合える仕組みを構築し ていくことが必要です。

施策の展開方向

地域には多種多様な課題が存在しますが、公的なサービスだけではすべて解決はできません。また、一人でできることにも限りがあります。市民一人ひとりが、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、解決に向けて検討していけるよう、意識づくりを進めていきます。

地域で困っている人の問題が深刻化する前に、身近な地域で早期に発見し、自治会、団体、専門機関、民生委員・児童委員等と共有・検討を図り、解決に向け、地域の助け合いや相談支援機関につなぐことができる体制を構築していきます。

それぞれの役割 ・道に迷っている人や街で困っている方へ声をかけましょう 市民 ・横断歩道を渡りきれない人のお手伝いをしましょう ・日頃から周囲に目を配り、困っている人がいないか気にしてみましょう 地域·団体 ・ちょっとした困りごとを社会福祉協議会支部や民生委員・児童委員をは じめ、自団体で一義的に受け止めて、専門機関へとつなぎましょう ・お助け隊等を結成して地域で支え合いましょう ・生活に関する苦情を苦情処理するだけでなく、市相談窓口等に情報提 事業者·企業 供して、多角的な解決方法を検討しましょう ・ちょっとした相談ができる地域拠点ぽっかぽかの運営 社協の支援策 ・地域包括支援センターによる高齢者総合相談窓口の開設 ・地域の困りごとを総合的に解決するコミュニティソーシャルワーカーの配置 の検討・実施 ・ボランティアセンターでのよろず相談の受付を実施

アンケートの主な声



何らかのサポートを必要とされる 方、それを手伝える方がいたとし たら、両者を上手にマッチング出 来たらいいのでは。(地域活動者)



取組のスケジュール

区分	取組	令和	令和	令和	令和	令和
区刀	4X和1	2年	3年	4年	5年	6年
市民	・お互いで補い合う取組の実施					
#### (3)	・自団体で解決できるか検討する					
地域・団体 	・ちょっとしたこと困りごとを受け止めて、					
市学之 个学	必要に応じて専門機関へつなぐパイプ役					
事業者·企業	を担う					
社協	・身近な地域で相談が受けられる体制の整備					\Rightarrow

数値目標

数値指標	平成 30 年	令和	令和	令和	令和	令和
女X1世指信。	終了時	2年	3年	4年	5年	6年
地域拠点ぽっかぽかの相談件数	56(件)	80	100	120	140	160
千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成	12 (人)	14	15	16	17	18
研修(専門研修)修了者数の増加	12 (人)	17	13	10	17	10

地域での実践例



老人クラブによるお助け隊 (美浜 16 サロンの会)



日頃のちょっとした困りごとも話せる場 (地域拠点 ぽっかぽか)

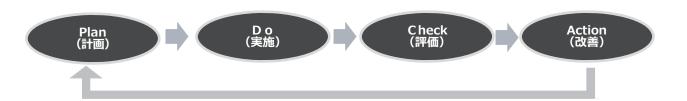
第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的 に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、各年度において実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実に行い、計画の 着実な推進をめざしていきます。



なお、計画の点検・見直しについては以下のスケジュールで実施をし、計画の実現を図ります。

点検・見直しの内容	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次評価	0	0		0	
計画の見直し	0	0	0	0	
中間評価			0		
最終評価					0

2 地域との連携

(1) 地域との連携体制の構築

本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。

地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、年1回「計画進捗評価委員会」(仮称)を実施し、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、地域との連携体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、社協ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市 民に周知していきます。

<u>資料編</u>

1 計画策定推進体制と経過

(1)うらやす地域福祉活動計画IV策定委員会

◆第4次浦安市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 浦安市における地域福祉活動と住民・活動団体・法人事業所をはじめとする関係機関の取り組みや役割・連携のあり方を検討するとともに、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会の事業の充実・強化を図ることを目的とし、「第4次浦安市地域福祉活動計画(うらやす地域福祉活動計画IV)」(以下「活動計画」という)を策定するため、「第4次浦安市地域福祉活動計画策定委員会」(以下「策定委員会」という)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 策定委員会は、活動計画策定のために次の事項について検討を行う。
- (1) 住民・活動団体・関連機関の取り組み、役割及び連携のあり方
- (2) 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会の事業の充実・強化に関すること
- (3) その他計画策定に対し必要な事項

(構成)

- 第3条 策定委員会は、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会会長が委嘱する委員20人以内をもつて組織する。
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は委員の互選とする。
- 4 委員長は策定委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長が指名する者をもつて充てる。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第4条 策定委員会は委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 策定委員会の議事について決議を行う場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 4 策定委員会は必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第5条 策定委員会の設置期間は、令和2年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会事業課地域づくり班とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に 諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

◆うらやす地域福祉活動計画IV策定委員会 委員名簿

※敬称略

選出区分	氏名	所属
学識経験者	◎坪 井 真	作新学院大学女子短期大学部
福祉関係団体	○渡 邊 武	浦安市民生委員児童委員協議会
福祉関係団体	大 塚 真理子	浦安市婦人の会連合会
福祉関係団体	針 木 潔	浦安市ボランティア連絡協議会
福祉関係団体	相原勇二	浦安市老人クラブ連合会
福祉関係団体	進 藤 千恵美	浦安市民間保育協議会
福祉関係団体	進藤順子	浦安市社会福祉協議会支部
福祉関係団体	立崎直樹	浦安市介護事業者協議会
福祉関係団体	大 場 浩	浦安市身体障がい者福祉会
福祉関係団体	枝 川 芳 子	浦安手をつなぐ親の会
福祉関係団体	宇田川 道 惠	浦安市ひとり親家庭福祉会
福祉関係団体	佐藤光男	千葉県社会福祉士会
保健医療関係者	大 塚 三枝子	浦安市赤十字奉仕団
その他	榎 本 俊 夫	浦安市保護司連絡協議会
その他	渡邉聰子	浦安市自治会連合会
その他	髙木行雄	浦安商工会議所
その他	町 山 幹 男	浦安市福祉部社会福祉課

◎は委員長、○は副委員長

※ 第2回策定委員会まで

選出区分	氏名	所属
その他	柳 内 光 子	浦安商工会議所

【研修会】

日時·場所	研修名及び内容
令和元年(2019年)	研修名:千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成研修
8月19日	令和元年度地域福祉の担い手養成講座 浦安市会場
午前 10 時~午後 4 時	主催:千葉県、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
浦安市総合福祉センター	協力:社会福祉法人浦安市社会福祉協議会
	内容:【説明】地域福祉フォーラムの活用について
	説明:千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部
	副部長 窪田 麻貴 氏
	【講義】「コミュニティソーシャルワークと地域の支えあい・
	助けあい」
	講師:作新学院大学女子短期大学部
	教授 坪井 真 氏
	【グループ演習】
	講師:作新学院大学女子短期大学部
	教授 坪井 真 氏
	ファシリテーター:社会福祉法人浦安市社会福祉協議会
	事業課 課長 牧野 剛
	事業課地域づくり班 主任主事 佐久間大輔
	富岡地域包括支援センター 社会福祉士
	寺師 収也

【策定委員会】

日時·場所	会議名及び検討内容
令和元年(2019 年) 8月28日 午後2時~4時 浦安市総合福祉センター	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選任 【協議】 ・地域福祉活動計画について (1)地域福祉活動計画策定の目的・意義 (2)うらやす地域福祉活動計画IIの進捗状況 (3)うらやす地域福祉活動計画IV策定の方向性 ・地域福祉課題についての意見交換 (1)8月19日実施の千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成研修の実施結果 (2)うらやす地域福祉活動計画IIIの地域としてできることについての評価 【報告】 ・今後のスケジュールについて ・第2回策定委員会に向けての意見シート説明 ・その他
令和元年(2019年) 10月25日 午後2時~4時 浦安市当代島公民館	第2回策定委員会 【協議】 ・うらやす地域福祉活動計画Ⅲ評価結果について ・地域における福祉課題について ・基本目標・骨子案について 【説明】 ・意見シートについて ・その他
令和元年(2019年) 12月13日 午前10時~正午 浦安市中央公民館	第3回策定委員会 【協議】 ・うらやす地域福祉活動計画IV中間素案について ・パブリックコメントの実施について 【説明】 ・意見シートについて ・委員からのメッセージシートについて ・その他
令和2年(2020年) 3月6日 (COVID-19 感染拡大防止 のため、会議開催中止)	第4回策定委員会(書面) ・パブリックコメントの結果について ・うらやす地域福祉活動計画IV最終案について

【オール社協 4 S Kプロジェクト(計画タスクフォース)】 【構成メンバー】

所属	役職	氏名
事業課 うらやす成年後見支援センター	センター長	◎大 西 美 和
事業課	課長	牧 野 剛
事業課地域づくり班(計画策定所管)	主任主事	佐久間 大 輔
富岡地域包括支援センター	センター長	青 野 喬
富岡地域包括支援センター	社会福祉士	寺 師 収 也
浦安市老人福祉センター	主任主事	上木賢人

◎はリーダー

資料編

【検討結果】

日時	検討内容		
令和元年(2019年) 8月30日 午前10時~10時40分	・策定委員会の今後の流れと第1回策定委員会の内容を踏まえ、今後の計画プロジェクトの役割と活動内容・スケジュールを調整		
令和元年(2019年) 10月7日 午前9時30分~午後0時15分	・地域の将来像、基本理念を踏まえた、「基本目標」と「骨子案」の検討		
令和元年(2019年) 10月28日 午前9時30分~正午	・「基本目標」と「骨子案」に沿って、施策の展開について検討・基本目標 1 「お互いを理解し支え合う」具体的方向性(1)~(3)について、具体的な取り組みを属性(市民・地域・社協)ごとに検討		
令和元年(2019年) 11月8日 午前9時30分~正午	・基本目標・骨子案に沿って、施策の展開について検討・基本目標 2 「地域で丸ごとつながる」具体的方向性(1) ~(3)について、具体的取り組みを属性(市民・地域・ 社協)ごとに検討		
令和2年(2020年) 1月17日 午後2時~4時30分	・「重点的取組」(第3次浦安市地域福祉計画との連携)の 5項目について、地域福祉活動計画の取組内容を検討		

うらやす地域福祉活動計画IV策定委員会 委員からのメッセージ

~ 地域福祉を推進していくために ~

うらやす地域福祉活動計画Ⅳ策定委員会 委員長

うらやす地域福祉活動計画IVは、浦安市民の皆さんが主役の計画です。支え合い・助け合いをあたりまえと考え、さりげなく実践するためのガイドラインとして活用していただけたら幸いです。 坪井 真

うらやす地域福祉活動計画Ⅳ策定委員会 副委員長

社会の高齢化・多様化に伴い、福祉への期待が高まっています。地域共生社会の実現には、 みんなが思いやりと感謝の気持ちを持ち、それを行動に表すことが大切と思います。

渡邊 武

他団体との協力体制をとり、今後福祉活動の多様化に対応できるよう努めていきたい。委員会に参加し改めてこの会の重要性を再認識致しました。 大塚 真理子

地域福祉活動計画策定趣旨の一つである、「高齢者福祉」について、ベイシニア浦安は中核的担い手として、市内全高齢者のために活動していきたいと思っています。ご支援よろしくお願いします。 相原 勇二

子どもを中心とした地域住民との関わりは、年を経過するごとに出来ている。今後は地域のお年寄りとの関わりを積極的に取り入れた活動をしていきたい。 **進藤 千恵美**

人はひとりでは生きていけません。誰もが周りの人々と支え合って生きています。地域の皆さんが笑って暮らせるよう支援することが私たちの役割と思い、日々活動しています。

進藤 順子

「みんなでつくる、だれもが安心していきいきと暮らせるまち」は、一人ひとりが考え、 対話する姿勢が大切です。一緒に行動を起こし、素敵なまちをつくりましょう。**立崎 直樹**

髙木 行雄

各委員の方達のご意見を参考にし、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我 が事」として捉え、地域福祉は何が大切なのかを見届け、地域で丸ごと繋がるようにしてい 大場 浩 くことが大切と思います。 以前の策定委員会と今回の委員会は異なるものでしたが、社協のPRが市民に届いてい ないと思いました。支部社協という組織の活用をもっと行ってほしいと思います。 居場所づくりを進めることで地域とのつながりができ、災害時の助け合いや日常生活の 安心へとつながり、元町中町新町の枠組みを超えた関係性が進むことを望んでいます。 宇田川 道惠 地域福祉の原点は、限られた資源を地域住民がシェアし合いながら最大の幸福を求める ことだと学びました。そして、浦安はその社会資源に恵まれた地域だと実感しました。 佐藤 光男 地域福祉活動計画策定委員会に参加し、関係団体各位の活動に敬意を表します。それでも 隅々まで行き渡らない。例えば自治会の各班でお茶をするなど、小さな集まりから始めては いかがでしょうか。 大塚 三枝子 地域が力を合わせて、罪を犯してしまった人や非行歴のある少年の立ち直りを支えて、安 全・安心の地域社会づくりを進めていくことが、大変重要なことと考えております。 榎本 俊夫 自治会内の居住者の方々の状況は把握しており、主に夜中に住民の方から相談の電話が 掛かってきますが、必ずお話は伺うようにしています。 商工業者が急速な少子高齢化社会の中で如何に地域と関わり、今後の「地域共生社会」の 実現に向けて行政はじめ関係団体と協力して、その具体化を進めていきたいと考えます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画がいよいよ実行の段階に入ります。「地域共生社会」「我が事」「丸ごと」を念頭に、多くの方が参加できる環境を整えていきましょう。 町山 幹男

(2) うらやす地域福祉活動計画IV素案による意見収集

◆実施概要

実施期間	令和2年(2020年)2月6日~2月19日
実施方法	・社会福祉協議会ホームページによる公開 ・市内関係団体への通知
意見提出方法	郵送・ファクス・メールによる受付
実施結果	意見延べ件数:41件 意見提出人数:20人(内、意見なしは3人)

◆主な意見内容

【基本目標1 「お互いを理解し支え合う」について】

- ・ これからも地域福祉活動に力を注いでいきたい。ちょっとした心遣いが大きな助けになることを 知り、この意識を忘れずに実践し、いつかこの活動が自然にできる町になることを望む。
- ・ 少子・高齢化が増加する中で、いつでも誰もが気軽に安心して相談できる体制づくりをお願いしたい。 (離婚して母(父)子家庭となり、子育て、家事、生活等の不安を抱えている方がいる。)
- ・ 地域の中でも高齢の方が多く、1 人世帯、夫婦 2 人世帯の方が多くなってきているように思います。また、もともと地元の方などは若い方々と子育てに協力しておられる方もいて、外出などがままならないようにも思われる。そこで、自治会館などを日常的に開放して、地域のお茶会ができる場所とはならないでしょうか。
- ・ 地域には自治会・老人会・サロン・公民館活動等いろいろな活動がある。又高齢者の団体 としてあんしんマンションライフのサロン活動もある。ただ横のつながりはなく、全体の案内もない。 バラバラである。活動状況の案内を一緒にして紹介する冊子があるといいのではないか。

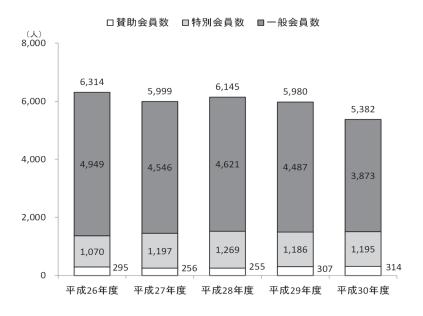
【基本目標2 「地域で丸ごとつながる」について】

- ・ うまくコミュニケーションが取れない人も切り捨てないのが地域福祉やソーシャルワークの基本 だと思う。
- ・ 買い物の不自由な地域もあるので、マーケットに近い所は料金を取って届け、遠いところはサービス枠を拡大する。 例えば近くは 5,000 円以上の買い物についてサービスし、遠いところは 3,000 円以上とか差をつけてほしい。

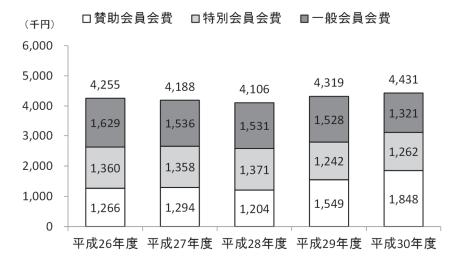
2 浦安市社会福祉協議会の現状と課題

(1) 会員と会費

<会員数の推移>



<会費の推移>

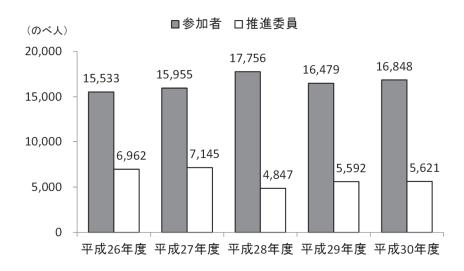


会員数は平成 30 年度(2018 年度)に一般会員数が大きく減少しました。一方、会費は 賛助会員の金額が増加し、全体では増加傾向となっています。

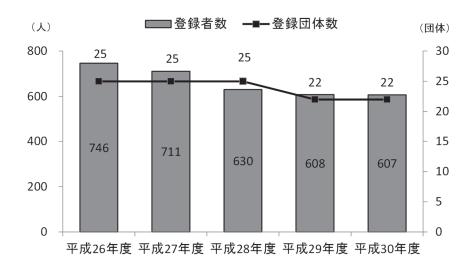
今後は一般会員の確保が課題といえます。

(2) 社協の主な事業活動データ

<支部社協推進委員の推移>



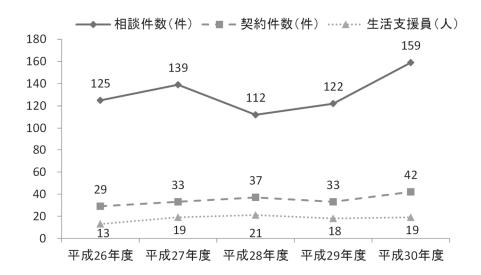
<ボランティアセンター登録者及び団体数の推移>



平成 28 年(2016 年)以降の支部社協事業延べ参加者数は高い水準にありますが、推進委員延べ参加者数は逆に少なくなっています。

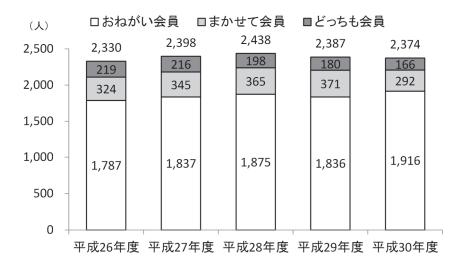
ボランティアに関しては登録者数、団体数ともに減少傾向となっています。

<福祉サービス利用援助事業の推移>



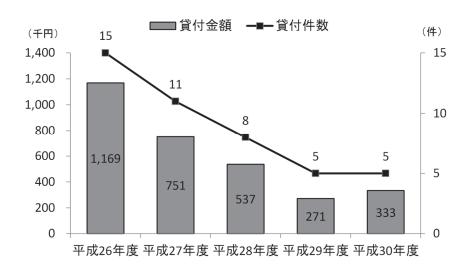
相談件数および契約件数は増加の傾向にあり、特に平成30年度(2018年度)の相談件数は大きく伸びています。相談件数に見合った支援員の数と質の整備が必要となります。

<ファミリー・サポート・センター登録者の推移>



ファミリー・サポート・センター登録者数の合計は横ばいで推移しています。内訳をみると、平成 30 年度(2018 年度)は以前に比べて「まかせて会員」と「どっちも会員」が少なく、「おねがい会員」が多くなっています。

<資金の貸付状況の推移>



市社協単独福祉資金貸付の件数および金額は減少傾向にあり、平成 30 年度 (2018 年度) は平成 26 年度 (2014 年度) の 3 分の 1 未満となっています

<赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金の推移>



赤い羽根共同募金はやや増加の傾向にありますが、歳末たすけあい募金は減少傾向にあり、両者の金額の差は僅かとなっています。

3 用語集

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも相談窓口等を 訪れることができない個人や家族に対し、家庭 や学校、地域の集まりの場等に支援者が出向 き、関係づくりを行いながら、支援につながる よう積極的に働きかける取組です。
赤い羽根共同募金	毎年 10 月 1 日~3月 31 日、住民同士のたすけあいを基本とし、地域のささえあい活動を推進するための募金として実施しています。浦安市では事務局を社協が担っています。活用例として、地域拠点であるぽっかぽかの運営費、ひとり暮らし高齢者への食事サービスの提供、市内福祉団体への活動助成等です。また、大規模災害時の災害ボランティア活動支援として災害等準備金にもなります。
遺贈	遺言によって、遺産の一部または全部を特定の個人や団体(受遺者)に贈与することです。 遺言がないと、通常故人の遺産は法定相続人が 相続して引き継ぐことになりますが、生前に遺 言を作成しておけば、法定相続人以外の第三者 (個人や団体)にも財産を遺すことが可能で す。自分で選んだ相手に遺したい財産を引き継 ぐことができるのが、遺贈による寄付です。
うらやす社協だより	年4回(4月、7月、10月、1月)社会福祉 協議会から発行している広報紙です。
浦安青年会議所(JC)	20 歳から 40 歳までの品格ある青年が入会でき、「奉仕・修練・友情」の三つの信条のもと、明るい豊かな社会づくりを目指して活動しています。各種ボランティアやまちづくりにはじまり、行政改革や地方分権などの社会的課題にも積極的に取り組んでいます。

用語	解説
うらやす成年後見支援センター	成年後見制度の利用促進を図るため、令和元年(2019年)7月より中核機関として設置しました。成年後見制度の利用支援、法人後見受任、相続・遺言の弁護士相談などを行っています。
SNS (Social Networking Service)	インターネット上の交流を通じて、社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのことを指します。代表的なものに「Twitter」「Facebook」「Line」等があり、社会福祉協議会でもアカウントを作成しています。
SDG s	平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として, 平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。
NPO 法人 (Nonprofit Organization)	特定非営利活動促進法に基づき設立され、保健、医療または福祉活動の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人です。
LGBT	LGBT とは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、L:女性の同性愛者(Lesbian,レズビアン)、G:男性の同性愛者(Gay,ゲイ)、B:両性愛者(Bisexual,バイセクシュアル)、T:性同一性障害(Transgender,トランスジェンダー)などの人々をいいます。
か行	
子育て支援センター	0歳から未就学児とその保護者を対象に、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報の提供を行っています。また、地域子育て支援センターとして併設している保育園もあります。

用語	解説
州佰	
合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標です。合計特殊出生率は 15~49 歳の年齢別出生率(年齢ごとに区分された女性人口に対する出生数の比率)の合計です。
コミュニティソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、 地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しいしくみづくりのための調整を行う役割を持つ専門職の一つです。
ੇ ਹਿ	
災害ボランティアセンター	災害時において、被災者の生活を支えるために活動するボランティアの調整役を担う機関です。平常時では設置されていない市町村がほとんどだが、浦安市では平成25年度(2013年度)より県内初の常設型災害ボランティアセンターを開設しています。
歳未たすけあい募金	毎年12月1日~31日、共同募金運動の一環として行っており、新年を迎える時期に支援を必要な方々が安心して暮らすことができるよう、地域で支え合うことを目的として実施しています。活用例として、在宅障がい児や交通遺児等への援護金、学習支援利用者への支給、独居高齢者への年賀状配布、緊急連絡先シート付きカレンダー配布、門松カード作成等です。
サロン	地域における集いの場です。高齢者や子育て 世代に限定したもの、全年齢を対象とした集ま りもあります。参加者同士が交流を深めること で、家に閉じこもりがちな一人暮らしの方など も地域で知り合いができ、孤立を防止する効果 が期待されます。
市民活動センター	市民活動団体やこれから活動を始めようとする市民に「備品」「情報」「会議室」などを提供し、 市民活動を支援している中間支援組織です。
市民後見人	社会貢献の意欲が高い一般市民の方で、養成 研修を受講し成年後見に関する一定の知識・技 術を身に付けた方の中から、家庭裁判所により 成年後見人等として選任された方です。

用語	解説		
社会的孤立	「社会的孤立」は明確に定義されていません。それはどこからが孤立状態かという線引きが難しいのが理由です。一般に「家族や地域社会とほとんど接触がないという客観的な状態」を指すことが多いとされています。		
社会福祉協議会(社協)	社会福祉法第 109 条において規定され、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の団体です。全国、都道府県及び市町村単位で設置されています。		
社会福祉協議会支部(支部社協)	市内を 11 の支部に分けて設置され、自分たちの暮らしているまちの福祉課題は自分たちで取り組むことを理念とし、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、小中学校 P T A , 青少年相談員、青少年補導員、保護司、婦人の会、老人クラブ、福祉施設や団体、個人等が集まり組織されています。主な事業は高齢者サロン、子育てサロン、外出支援バスツアー等です。		
障がい者手帳	障がいのある人が取得できる手帳の総称で、「身体障がい者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「療育手帳」の3つの種類があります。手帳の取得は任意ですが、手帳を持つ人を対象とするさまざまなサービスがあり、利用することで生活の幅が広がったり、社会に参加しやすくなるというメリットがあります。いずれの手帳にも、生活における支障の程度や症状などに応じた「障がい等級」と呼ばれる区分があります。しかし、それぞれの手帳の制度ができた時期や経緯、制度を定めている法律などが異なるため、手帳ごとに申請手続きや、障がい等級の区分のしかたなどは異なります。		
CSR (Corporate Social Responsibility)	「企業の社会的責任」という意味です。例えば電機メーカーが森林再生プロジェクトを行なったり、飲料メーカーが文化財の保護に協力するなど、企業が普段関わっている事業とは関係のない活動にも当てはまります。		

用語	解説
CSV (Creating Shared Value)	「共通価値の創造」という意味です。マイケル・ポーター教授が、ハーバード・ビジネス・レビューで提唱した概念です。従来、経済効果と社会的価値の創出は相容れないものだと考えられてきましたが、その問題に対して、両者の両立、ひいてはお互いがお互いを高め合う状況を目指すのが CSV です。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持 することができなくなるおそれのある方です。
生活支援コーディネーター	介護保険法第115条の45第2項第5号に規定され、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に福祉関連サービスの創出や団体間連携のネットワーク構築の機能)を果たす者で、地域支え合い会議で話し合われた内容を具体化するための調整等を行います。
生活福祉資金貸付制度	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 社会福祉協議会が窓口となっています。
成年後見サポーターズ	市民後見人の養成講座の修了生からなる組織で、紙芝居等を活用して成年後見制度のPR 等を行っています。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で 判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預 貯金などの財産管理、介護などのサービスや施 設への入所に関する契約、遺産分割の協議等支 援をする制度です。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

用語	解説			
地域拠点ぽっかぽか	地域の交流スペースとして、さまざまなサロンの開催や相談窓口を設置しています。市内3か所(堀江フラワー通り沿い、富岡・高洲公民館内)に設置しています。社協が運営しています。			
地域ケア会議	介護保険法第 115 条の 48 に規定され、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備(地域づくり)を同時に図っていくことを目的としている。会議範囲は、市全域(地域包括ケア評価会議)、日常生活圏域(ともづなネットワークづくり会議)、個別(個別ケース会議、自立支援会議)となっています。			
地域支え合い会議	介護保険法第115条の45第2項第5号に規定され、多様な団体(自治会、老人クラブ、NPO、支部社協、民生委員・児童委員、企業等)による情報共有及び連携による資源開発等を推進する会議体です。設置主体は市で、市全域(第1層)、日常生活圏域(第2層)からなり、浦安市では、第2層のみ設置しています。生活支援コーディネーターの組織的補完機能を持っています。			
地域包括支援センター	高齢者の介護・介護予防などに、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が連携し、相談(電話・訪問・窓口面接)、調整等を行う総合窓口として設置され、市内5カ所と1か所の支所があります。浦安市では、「ともづな」が愛称です。			
地域における公益的な取組	すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことです。			

用語	解説
地域連携ネットワーク	権利擁護支援の必要な人の発見・支援、相談 対応体制の整備、意思決定支援・身上監護を重 視した成年後見制度の運用支援体制が主な役 割で、市担当課や地域包括支援センター等多様 な関係機関・団体からなる権利擁護に関するネ ットワークです。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者 等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約 に基づき、福祉サービスの利用について援助等 を行うものです。主に金銭管理、福祉サービス の調整を行います。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を 温かく見守る地域の応援者です。
は行	
白杖	視覚障がいのある方が歩行するときに使う 杖です。白杖の主な役割は、①安全の確保(前 方の障がい物や危険の防御)、②歩行に必要な 情報の収集(段差や歩道の切れ目等を認識)、③ シンボル(ドライバーや他の歩行者・警察官な どの注意喚起)の3つです。
8050 問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題です。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人(おねがい会員)、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)、援助を受けることと行うことの両方を希望する人(どっちも会員)が、地域の中で支えあいながら子育てをする会員組織です。
ファンドレイジング	資金開拓を担う資金調達です。

用語	解説
福祉教育	憲法第 25 条「生存権の保障」を基盤に、同 法第 13 条「幸福追求権」の実現を目指すため の教育活動。市内では学校での福祉体験(車イ ス体験や白杖体験等)や地域と学校の連携した 取組(地域清掃等)が行われています。
福祉自販機	売上の一部が地域福祉に関する事業へ還元 される自動販売機です。浦安市では、公共施設 に多く設置されています。
福祉ショップふくふく	市内で障がい者支援を行っている事業者が作成した物品(キャンドルや布製品など)を販売しています。総合福祉センター2階社会福祉協議会の窓口前に、商品を陳列しています。
ブラインド体験	視覚障がい者体験です。
ボランティアセンター	ボランティアをしたい方とボランティアを お願いしたい方をつなぐ役割を持つ機関です。 その他、ボランティアの育成やボランティア活 動の P R 等ボランティアに関する取組を行っ ています。
保護司	保護司法によって位置づけられ、法務大臣に 委嘱された方々です。犯罪や非行をした人の保 護観察や生活環境の調整、社会を明るくする運 動(毎年7月)等の犯罪予防活動を行います。
堀江つどいの広場	長い間浦安の医療に貢献してきた医院(昭和4年(1929年)建築)の建物を利用し、畳敷きのあたたかい雰囲気の中で親子がのんびり過ごせる場です。また、子育てに関する相談や関連情報の提供なども行っています。

ш≡я	an=H		
用語	解説		
ま行			
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。		
6行			
ローリングストック方式	普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法をローリングストックと言います。 ローリングストックのポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することです。		

うらやす地域福祉活動計画IV

(令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度))

発 行:社会福祉法人浦安市社会福祉協議会

発行年月:令和2年(2020年)3月

